

令和5年度「風しん抗体検査助成事業」実施に伴う検査実施医療機関の募集について

岡山県、岡山市、倉敷市では、主として先天性風しん症候群の予防のため、予防接種が必要である者を効率的に抽出することを目的として、平成26年度から妊娠を希望する女性等を対象として実施している「風しん抗体検査助成事業」について、令和5年度も引き続き実施する予定としており、この検査を実施する医療機関を募集しています。

趣旨に賛同される医療機関におかれましては、別紙「業務実施承諾書及び委任書」に記入押印の上、郡市等医師会に郵送により提出してください。（検査実施医療機関は、この締め切り日以降も随時受け付ける予定です）

令和4年度実施医療機関で、令和5年度引き続き実施していただける医療機関についても、提出をお願いします。

なお、当該事業の実施は、本事業に係る令和5年度当初予算が各自治体の議会において議決されることを条件とされています。

また、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象にした追加的対策とは、別の事業であることを申し添えます。

記

1 医療機関への委託業務

- (1) 対象者への風しん抗体検査を実施する。
- (2) 検査結果を判定し、風しん等に関する説明を行った上、抗体価が低い者に対し予防接種を受けることの検討を促す。
- (3) 四半期毎に検査実績を取りまとめ、翌月10日までに実績報告書兼請求書を及び関係書類を岡山県・岡山市・倉敷市へ提出する。
- (4) その他抗体検査受検者数報告等をお願いする場合があります。

2 対象者

- (1) 妊娠を希望する女性
- (2) (1)の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）などの同居者（生活空間を同一にする頻度の高い者）
- (3) 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者

※なお、以下の者は対象外となっています。

○1歳未満の者

○過去に風しんによる抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者

※令和4年から、対象外となる者の規定が変更になっておりますのでご注意ください。

3 検査方法

H I 法、L A 法又はE I A 法とする。

4 委託料 (予定)

検査方法ごとに単価を設定する。なお検査に要した費用は検査受検者からは徴収しない。

H I 法、L A 法 5, 4 2 3 円／件 (税込)

E I A 法 6, 9 5 2 円／件 (税込)

5 提出先

郡市等医師会

●照会先 (岡山市内の医療機関)

岡山市保健所保健課

T E L 0 8 6 - 8 0 3 - 1 2 6 2 (直通)

●照会先 (倉敷市内の医療機関)

倉敷市保健所保健課

T E L 0 8 6 - 4 3 4 - 9 8 1 0 (直通)

●照会先 (岡山市及び倉敷市以外の医療機関)

岡山県保健福祉部健康推進課感染症対策班

T E L 0 8 6 - 2 2 6 - 7 3 3 1 (直通)